

豊中市指定登録機関事業運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する指定登録機関の事務を実施する団体（以下「事業実施団体」という。）に対し補助金を交付することにより、豊中市の住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住宅の確保に寄与することを目的とする。

(豊中市補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助事業等)

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第25条第1項の登録事務（以下「登録事務」という。）の全部
- (2) 前号の登録事務に関連する相談及び対応
- (3) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の普及啓発
- (4) その他登録事務の実施に関し必要な事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の事業を実施するために必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費 当該事業を実施する職員・契約社員等の人件費。
- (2) 消耗品費 当該事業の実施に必要な事務用品等の経費。
- (3) 交通費・宿泊費 当該事業の実施に必要な出張等に伴う交通費及び宿泊費。
- (4) 謝金・賃金 当該事業の実施に必要な専門的知識の提供等、当該事業に協力を得た人（事業実施団体は除く。）に支払う経費及び当該事業の実施に必要な臨時職員等を雇用するための経費。（ただし、雇用に伴う諸手当、社会保険料等は除く。）
- (5) 役務費 当該事業の実施に必要な通信運搬費、振込手数料、広

告料等に要する経費。

(6)委託費 当該事業の主たる部分以外の定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費。(ホームページの作成、パンフレット・チラシ等版下作成等)

(7)その他 設備の賃借(リース)、印刷製本費、会議費、送金手数料、収入印紙代等の経費。

(補助金の額)

第5条 市長は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金の交付の申込み)

第6条 事業実施団体は、補助金交付申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業実施日までに市長に提出しなければならない。

(1)事業計画書

(2)予算書

(3)前年度決算書(期限までに提出できないときは、決算の確定後速やかに提出すること。)

(4)定款

(5)その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第7条 事業実施団体は、次の各号の条件を遵守しなければならない。

(1)補助金は、当該年度の予算に組み入れること。

(2)補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。

(3)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助金の決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を当該申込者に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 事業実施団体は、補助金実績報告書(様式第3号)を補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出できないときは、決算の確定後速やかに提出しなければならない。

(1)実施報告書

(2)収支決算書

(3)その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、第9条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助金の交付の決定を受けた者に対し補助金交付確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 補助金の交付は、前号の通知後に行うものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(随時検査)

第11条 市長は、事業実施団体に対して、その事業を適切に行なわせるため、随時、帳簿、書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。

(補助金の返還)

第12条 次の各号に掲げる場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)補助金をその目的以外に使用したとき。

(2)事業を中止し、又は市長において事業遂行の見込みがないと認めるとき。

(3)補助金の額に比し、剰余金を生じたとき。

(4)この要綱に基づく指示、条件に違反したとき。

(5) 随時検査を拒んだとき。

(6) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、都市計画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年(2018年)4月1日から実施する。

(様式第1号)

補助金交付申込書

年 月 日

豊中市長様

申込者 住所

氏名

印

豊中市指定登録機関事業運営費補助金交付要綱第6条の規定により、
補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

補助金の名称	豊中市指定登録機関事業運営費補助金
補助金申込額	円

(様式第2号)

豊都住第 号

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

豊中市長 ⑩

年 月 日付において申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中市指定登録機関事業運営費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助金の名称	豊中市指定登録機関事業運営費補助金
補助金交付決定額	円

交付の条件

(様式第3号)

補助事業実績報告書

年 月 日

豊中市長様

申込者 住所

氏名

㊞

年 月 日付第 号で申込み、年 月 日付豊都住第 号で交付決定された補助事業等に係る実績を豊中市指定登録機関事業運営費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業等の名称	豊中市指定登録機関事業運営費補助金		
事業等着手 年 月 日	年 月 日	事業等完了 年 月 日	年 月 日
事業の経過 及び 事業の概要			

(様式第4号)

豊都住第 号

補助金交付確定通知書

年 月 日

様

豊中市長 印

年 月 日付で報告のあった補助金については、次のとおり確定したので、豊中市指定登録機関事業運営費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助金の 名称	豊中市指定登録機関事業運営費補助金
補助金等 交付決定額	円
補助金等 交付確定額	円